

## 精華町成年後見支援センター運営委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 精華町成年後見支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正中立性の確保並びに適正かつ円滑な運営を図るため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの運営、業務に関する助言、指導及び監督
- (2) その他運営委員会がセンターの運営において必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員の定員は7名とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 学識経験者
- (5) 精華町社会福祉協議会職員
- (6) 精華町職員
- (7) その他運営委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営委員会は、精華町社会福祉協議会会長が招集する。

- 2 運営委員会の定足数は、委員総数の2分の1以上とする。
- 3 運営委員会は、おおむね3か月に1回開催する。

(秘密の保持)

第6条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。